

広島県教育委員会教育長告示第八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県立美術館、広島県縮景園、広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館の使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成十九年四月二十六日

広島県教育委員会  
教育長 榎 田 好 一

番号	委託事務	委託を受けた者		委託をした年月日 (委託期間)
		名称	住所	
一	広島県立美術館入館料及び広島県縮景園入園料の徴収事務	株式会社富山学園	広島市中区大手町三丁目八番一号	平成一九年四月一日 (平成一九年四月一日～平成二〇年三月三十一日)
二	広島県立美術館及び広島県縮景園の駐車料の徴収事務	株式会社テイケイ西日本	広島市中区東白島町一九番七七号	平成一九年四月一日 (平成一九年四月一日～平成二〇年三月三十一日)
三	広島県立歴史民俗資料館入館料の徴収事務	株式会社西日本フアシリテイー	福山市明神町一丁目一四番五〇号	平成一九年三月二〇日 (平成一九年四月一日～平成二二年三月三十一日)
四	広島県立歴史博物館入館料の徴収事務	株式会社ベッセルテクノサービス	福山市南本庄三丁目四番二七号	平成一九年三月九日 (平成一九年四月一日～平成二二年三月三十一日)